

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号
氏名 三友プラントサービス株式会社
代表取締役 小松和史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治

許可の年月日 平成27年3月25日

許可の有効年月日 平成34年3月24日

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却及び破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

- (ア) 燃え殻, (イ) 汚泥, (ウ) 廃油, (エ) 廃酸, (オ) 廃アルカリ,
(カ) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。), (キ) 紙くず, (ク) 木くず,
(ケ) 繊維くず, (コ) 動植物性残さ, (サ) ゴムくず,
(シ) 金属くず (自動車等破砕物を除く。),
(ス) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。),
(セ) ばいじん, (ソ) 鉱さい, (タ) がれき類, (チ) 処分するために処理したもの
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 破碎による中間処理に係るもの

木くず (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

3. 許可の条件

産業廃棄物の保管及び処理にあたっては悪臭を防止し、敷地境界における臭気濃度は20未満を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年2月17日 新規許可
平成27年3月25日 更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無 以下余白

許可証別紙

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (平成19年3月30日, 第18-2-233号)	燃え殻 86 t/日 (3.58 t/h×24時間) 汚泥 51 t/日 (2.13 t/h×24時間) 廃油 34 t/日 (1.42 t/h×24時間) 廃酸 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 廃アルカリ 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 廃プラスチック類 36 t/日 (1.50 t/h×24時間) 紙くず 97 t/日 (4.04 t/h×24時間) 木くず 105 t/日 (4.38 t/h×24時間) 繊維くず 70 t/日 (2.92 t/h×24時間) 動植物性残さ 113 t/日 (4.71 t/h×24時間) ゴムくず 45 t/日 (1.88 t/h×24時間) 金属くず 116 m ³ /日 (4.83 m ³ /h×24時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 116 m ³ /日 (4.83 m ³ /h×24時間) ばいじん 86 t/日 (3.58 t/h×24時間) 鉱さい [※] 116 m ³ /日 (4.83 m ³ /h×24時間) がれき類 116 m ³ /日 (4.83 m ³ /h×24時間) 処分するために処理したもの 34 t/日 (1.42 t/h×24時間) (平成20年12月10日)	1	千葉県東金市 滝沢字藤井台 632番1, 632番8
破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成19年6月21日, 第19-2-300号)	木くず 45.0 t/日 (1.875 t/h×24時間) (平成20年12月10日)	1	
固形廃棄物保管施設1 (屋内ピット)		38.53 m ² 341.2 m ³	1
固形廃棄物保管施設2 (屋内ピット)		12.74 m ² 19.42 m ³	1
固形廃棄物保管施設3 (屋内ピット)		24.44 m ² 35.34 m ³	1
廃油保管施設 (屋外タンク)		30 m ³	1
廃酸, 廃アルカリ保管施設 (屋外容器)		83.22 m ² 210 m ³	1
固形廃棄物保管施設4 (屋外容器)		62.16 m ² 84.8 m ³	1
固形廃棄物保管施設5 (屋外容器)		72.8 m ² 188.56 m ³	1
燃え殻, ばいじん保管施設 (屋内ピット)		34.65 m ² 62.28 m ³	1